

公益社団法人長野県私学教育協会助成金等交付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県私学教育協会（以下「協会」という。）が定款第4条第4項の規定に基づき、予算の範囲内で実施する助成その他の支援を行う事業（以下「助成事業」という。）について、助成金等の交付の申請、決定等に関する事項その他助成金等に係る予算の執行の適正化等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 助成金等とは、協会が交付する、相当の反対給付を受けない給付金であって、助成金、負担金、利子補給金及びその他の名称を用いるものをいう。
- (2) 私立学校とは、次の各号に掲げる私立学校をいう。
 - ア 学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学
 - イ 学校教育法第124条に定める専修学校
 - ウ 学校教育法第134条第1項に定める各種学校
- (3) 助成事業者とは、助成事業の実施に伴い、助成金等の交付を受ける者をいう。

(基本原則)

第3条 協会は、助成金等に係る予算の執行にあたっては、法令、定款及びこの規程に定めるところにより、公正かつ効率的に運営するとともに、私立学校の自主性を重んじ、私立学校教育の充実及び振興並びに県民の修学上の経済的負担が軽減されるよう努めなければならない。

2 助成事業者は、助成金等が貴重な財源で賄われていることに留意し、助成金等の交付の目的に従って誠実に助成事業を行うよう努めなければならない。

第2章 助成金等の交付申請及び決定

(助成金等の交付申請)

第4条 助成金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要な書類を整えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金等の交付決定)

第5条 理事長は、助成金等の交付の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、この規程等に照らして、助成金等を交付すべきものであると認められたときは、交付の決定をするものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、助成金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金等の交付を決定することができる。

(交付決定の通知)

第6条 理事長は、助成金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項に基づき助成金の交付を決定したときは、申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 助成金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、理事長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 理事長は、助成金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長が前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消すことができるのは、天災地変その他助成金等の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

第3章 助成事業の遂行等

(助成事業の遂行)

第9条 助成事業者は、助成金等の交付の決定及びこれに付された条件に従い、誠意をもって助成事業を行わなければならない。助成金等を他の用途への使用をしてはならない。

2 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告)

第10条 理事長は、必要があると認めた場合は、助成事業者から助成事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

(助成事業の遂行等の指示)

第11条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金交の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを

含む。)は、助成事業の成果を記載した実績報告書に必要書類を添えて、理事長に報告しなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合については、この限りではない。

(助成金等の額の確定)

第 13 条 理事長は、前条に定める報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行いその成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定する。

(是正のための措置)

第 14 条 理事長は、第 12 条に定める報告があった場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して指示することができる。

(助成金等の交付)

第 15 条 助成金等の交付は、第 13 条に規定する助成金等の額の確定後においてこれを行うものとする。ただし、理事長が助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前金払又は概算払をすることができる。

2 助成金等の交付を受けようとする助成事業者は、助成金等請求書を提出しなければならない。

第 4 章 助成金等の返還等

(決定の取消し)

第 16 条 理事長は、助成事業者が助成金等を他の用途に使用し、その他助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規程等又は理事長の措置に違反したときは、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金等の額の確定があった後においても適用する。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金等の返還)

第 17 条 理事長は、助成金等の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金等の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金等が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 助成金事業者は、助成金等の返還を求められたときは、当該助成金等の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、別に定める割合で計算した

違約加算金を社団に納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金等の返還を納期日までに行わなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、別に定める割合で計算した延滞金を社団に納付しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、違約加算金及び延滞金を免除することができる。

第5章 雑 則

(財産の処分の制限)

第19条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については処分をしてはならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年6月22日から施行する。ただし、助成対象とする事業については、平成24年4月1日以降に実施した事業も対象とする。

この規程は、公益社団法人長野県私学教育協会定款の施行の日から施行する。

(平成25.4.1) (平成25年2月7日議決)